

令和5年度包括外部監査にかかる措置報告

テーマ：港湾事業・漁港事業に関する財務事務の執行および事業の管理運営について

所管部局・課名 土木部港湾空港課

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分 No.	ページ		内容
1	無許可の設置物について	指摘	1	69	港湾施設の現場視察を実施したところ、数多くの無許可の設置物が確認された。 県は、港湾施設への定期的なパトロール等を通して、港湾施設が適切に使用されているか、使用等の許可が無いまま港湾施設が使用されていないかを確認すべきである。	関係者と調整のうえ、撤去または占用許可申請書の提出をしていただいた。今後は定期的なパトロールを通して適切に管理していく。
2	占用許可申請書類における記載漏れ	指摘	2	70	和田港では、建物横の自販機については、占用許可のある建物施設の申請面積内にあるが、占用許可申請書上の記載がない。 使用等の実態を認識し、施設を適切に管理するために、許可申請にあたっては申請書の内容記載を正確に求める必要がある。	占用面積内に自販機を含めて許可を行っていたが、次回更新申請の際（R9.4.1）に、指摘のとおり占用許可申請書の内容に自販機についても正確に記入していただくよう指導した。今後は、占用許可の徴収区分や占用料などについて複数職員での確認を徹底していく。
3	使用等の許可期間について	指摘	3	71	許可申請書や許可書を閲覧したところ、その期間が過度に長期に渡っていたり、永年となっていたりするものが確認された。福井港では南防波堤灯台の占用許可期間が10年となっており、敦賀港では水路基準標の占用許可期間が永年となっており、それぞれ条例の定めにおける許可期間の上限を超えていた。 なお、福井港の南防波堤灯台については、福井県港湾施設管理条例にもとづき許可がなされており、同条例第7条但書に「知事が特に必要があると認めたときは、この限りでない。」との特例の定めがあるが、特例を適用した理由や経緯を説明できるものはなかった。 港湾施設の使用等の許可期限については、特例の適用がない限り、それぞれ条例の定め範囲内にて許可を行っていく必要がある。	福井港においては、占用期間を5年に訂正するとともに、今後は、適切に管理を行っていく。 敦賀港においては、永年となっていた水路基準標について、港湾区域内等の行為の規制等に関する条例に基づき3年毎の更新占用に改めた。

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
4	利用料金のWebサイトにおける掲載について	意見	1	81	<p>条例には記載されているが、Webサイトには掲載されていない料金がいくつかある。またWebサイトにおける利用料金が税込なのか税抜なのか課税取引なのか非課税取引なのか不明確である。</p> <p>県のWebサイトには実際の取引がない、または、わずかであっても条例記載の料金を掲載し、また、その金額は課税取引なのか非課税取引なのか、課税取引の場合は税抜金額なのか税込金額なのかを明示するのが望ましい。</p>	<p>条例にある料金のすべてを、県ホームページに掲載した。また、利用料金の消費税等の課税表記についても明確になるよう修正した。</p>
5	利用料金の徴収誤りについて	指摘	4	83	<p>内浦港において、動力のある押船が動力のない非自走の船とともに2隻で入港する場合において、押船については、接岸していないとして岸壁使用料を徴収していなかった。</p> <p>この場合、実際には、押船についても、非自走の船と一体となって行動し、岸壁を使用していることには変わらないと考えられる。そのため、別途、免除の規定がなければ、利用料金は2隻で計算して徴収すべきである。</p>	<p>今後、同様の申請があった際には条例に基づいて使用料を正確に計算し徴収する。</p>
6	利用料金の徴収誤りについて	指摘	5	83	<p>鷹巣港に設置してある砕氷機、保冷库廂、荷積みクレーンについては、性質として長期的建造物に該当し、年額290円/㎡で計算し占用料を徴収すべきものであるが、仮設工作物としての月額26円/㎡で計算し、占用料を徴収していた。</p> <p>占用料の計算にあたっては、対象物の性質を誤らないようにする必要がある。</p>	<p>令和6年度からは、年額290円/㎡で占用料を徴収するよう改めた。今後も設置物の性質を正確に把握し、適切な占用料を徴収していく。</p>
7	未収債権の管理について	意見	2	84	<p>令和4年度に井のロブレッジャーボートスポットの使用許可を受けた者が死亡し、港湾使用料（プレジャーボート係留料金）について未収金が1件（92,400円）発生し、相続人も債権放棄を行った結果、現状回収ができない状況にある。</p> <p>敦賀港湾事務所においては、原則、期間一括での前払いで納入通知書を作成送付し、請求しているが、利用者が一括で払えない場合等においては、利用者の要望に応じて、月払いや後払による納入も認めている。</p> <p>後払いだとサービスを提供しているのに料金を回収できないリスクがあるので、それを避けるために料金徴収は後払いを認めるのはできる限り避けることが望まれる。また、前払ができていない先については、回収管理や与信管理を厳格に行い、支払が遅れている先については、更新の拒否、利用の停止も含めて検討することが望まれる。</p>	<p>プレジャーボートスポットは不法係留対策のために整備された施設であることを念頭に、今後の管理にあたっては、確実な使用料徴収のために前払いを促すとともに、支払いが遅れている相手先には電話、文書等で支払いの催促をし、納入が大幅に遅れないように対策を行うことで、回収管理等について適切に管理していく。</p>

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
8	収支報告について	意見	3	88	<p>港湾法第48条および港湾法施行規則第13条において作成・公表が求められている重要港湾である敦賀港に関する収支報告の公表は、現状、県庁1階の県政情報センター（情報公開・法制課）において行われてる。ただし、綴じられているファイルのタイトルが「港湾法49条に基づく敦賀港財政収支状況報告」と記載されており、根拠条文の条番号が誤っていた。</p> <p>収支報告における根拠条文は、以前は第49条に記載されていたが、令和4年に港湾法の改正があった際に、第48条に移動となっており、タイトルの根拠条文の条番号も第48条に変更する必要がある。</p>	<p>県庁1階県政情報センターのファイルについて、根拠条文の条番号を48条に修正した。</p>
9	収支報告について	意見	4	88	<p>敦賀港の収支報告を閲覧しようとした場合には、県庁1階の県政情報センターに実際に足を運ぶか、県政情報センターに問い合わせたり、郵送手続等を取る必要があり、容易に閲覧できる状況にはなっていない。</p> <p>収支報告は公表することが求められており、県民や利害関係者が広く、かつ容易に閲覧できるようにすることが望ましいため、より容易に閲覧できるように、Webサイトにおいて収支報告を公表している他県を参考にWeb上で収支報告を閲覧できるようにすることが望ましい。その際、当該事業年度分のみならず、過年度分も含めて閲覧できるようにし、経年度での比較できるようにすることが望ましいと考える。</p>	<p>過去5年分の収支報告書をホームページ上にも公開した。</p>
10	各地方港湾の収支報告について	意見	5	89	<p>重要港湾である敦賀港を除く、他の港湾については、地方港湾ということもあり、収支報告の作成・公表の法的義務はなく、収支報告は作成されていない。</p> <p>しかし、収支報告は、各地方港湾のカネに関する情報を一覧でき、年度別に比較できる重要な資料であり、決算審査や予算編成を有効かつ効率的に行い、各地方港湾の今後の計画や将来の在り方の検討を適切に行うために有用なものであると思われるため、各地方港湾についても収支報告を作成することが望まれる。</p>	<p>港湾法48条および港湾法施行規則第13条において、収支報告書の作成を義務付けられているのは重要港湾以上であるが、地方港湾においても、R5決算分から収支報告書を作成した。</p>

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
11	港湾整備事業特別会計に関する情報の充実について	意見	6	93	<p>県は、港湾整備事業特別会計に係る経営戦略を策定し、公表しているものの、直近では令和2年度に公表したものが最後である。</p> <p>公表されている経営戦略によれば、過去の収支実績情報のみが記載されており、今後の具体的な収支計画や地方債残高の償還状況やスケジュールが記載されておらず事業の全体が不明であり、情報の充実が望まれる。</p> <p>特別会計は、独立採算性が基本であり、各事業で収支が適切に賄われて、地方債の償還が適切に行われているかといった情報が県民にとっても重要となるため、事業ごとに将来スケジュールと合わせた県民への情報の開示の充実を検討していただきたい。</p>	総務省のマニュアルに基づき、福井県では各特別会計における経営戦略を5年に1度改訂しており、当会計においては令和7年に改定を行う。次期改定においては、具体的な収支計画や償還状況、スケジュール等を記載し、情報の充実を図る。
12	港湾台帳の必要記載事項について	指摘	6	98	<p>敦賀港以外の4港（福井港、鷹巣港、内浦港、和田港）の港湾台帳において、港湾法施行規則における港湾台帳の第5号様式における必要記載事項が記載されていない。</p> <p>法律等で要求されている記載事項は漏れなく記載する必要がある。</p>	4港湾において、港湾法施行規則における港湾台帳の5号様式における必要事項を記載した。
13	港湾台帳における各項目の空欄について	意見	7	101	<p>各港湾の港湾台帳において、各施設の各項目の枠（セル）に多くの空欄が見られた。</p> <p>港湾台帳における何も記載されていない各項目の枠（セル）について、その項目の内容・数値等を調べる必要性が少ないと判断したうえの無記入なのか、該当がないのか、記載が漏れているのか、などの判別がつかない。</p> <p>各項目の枠（セル）の記載漏れがないようにするために、その項目の内容・数値等を調べる必要性が少ないと判断したうえの無記入の場合や該当なしの場合などはそれが把握できるような記載を行い、記載漏れを回避するのが望ましい。</p>	該当なしとしての空欄であり、該当なしが無記入か判断できる記載に改めた。
14	施設の種類の施設数や増減数の把握について	意見	8	101	<p>施設の種類の施設数やその増減数を容易に把握可能な資料が、5港中3港（鷹巣港、内浦港、和田港）で作成されていない。</p> <p>施設の種類の施設数やその増減数は、施設の管理上有益性が高い資料であり、それらが把握できる一覧表を作成するのが望ましい。</p>	鷹巣港、内浦港、和田港において、増減について把握できる一覧表を作成した。

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
15	港湾台帳の年度について	意見	9	101	敦賀港以外の4港（福井港、鷹巣港、内浦港、和田港）において、港湾台帳がいつの年度のデータなのか不明確である。 施設の増減の有無にかかわらず、いつの時点のデータなのか把握できるよう年度の数値を変更し、台帳全体を更新する必要がある。	港湾法施行規則においては、帳簿及び図面の記載事項に変更があったときは速やかに訂正しなければならないとされている。今後、港湾台帳の更新にあたっては、備考欄に変更した日付を記載するなどの対応をしていく。
16	現物と港湾台帳の不一致について	指摘	7	102	福井港において、港湾台帳と現物の整合性を確認したところ、係船柱について数量が一致していなかった。 県は、港湾台帳と現物の数量が一致するよう修正する必要がある。	港湾台帳と現物の数量が一致するように修正した。
17	定期的な現物確認の実施について	意見	10	102	県は、港湾資産の管理について、港湾台帳に記載の港湾資産について定期的な現物確認を実施していない。 県は、港湾資産について定期的に港湾台帳ベースでの現物確認を実施することが必要と考える。なお、港湾全体の広いエリアに存在する港湾資産の現物管理のため、パトロールにおいて定期的に行う「循環での現物確認」により港湾資産の実在性・網羅性を確保するのが望ましい。	港湾資産の管理は、港湾台帳を整備し管理しており、具体的には施設の健全度を確認するためのパトロールと併せて現物と台帳の突合を図っている。また資産が使用できるような状態かを確認するため、災害待機時には必ずパトロールを実施している。また、維持管理計画に基づく点検も行っている。
18	海岸法施行規則に準拠した海岸保全区域台帳の作成について	指摘	8	105	各港湾において、海岸保全区域台帳における必要記載事項の枠を設けておらず、海岸法施行規則の様式に準拠した台帳が作成されていない。 海岸保全区域台帳は、海岸法施行規則に準拠した台帳を作成しなければならない。	様式に不備があった海岸において、海岸法施行規則の様式に準拠した台帳を整備した。
19	通常パトロール（日常点検）の頻度について	意見	11	107	係留施設、水域施設、臨港交通施設、保管施設、廃棄物処理施設に関する通常パトロール（日常点検）について、福井港、鷹巣港、内浦港、和田港の4港における現在の点検実施頻度は月1回であり、「福井県港湾等パトロール実施要領」の規定に定められた頻度よりも低い。 上記施設に関する通常パトロールの頻度について、実際の頻度を高くするか要領の規定を見直すかして、規定と実際が合致するよう見直す必要がある。特に福井港は他の3港と比べて規模等が大きいので、頻度を高める必要があると思われる。	福井港において、パトロール頻度を月1回から週1回に高めた。

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
20	施設管理について	意見	12	107	内浦港においては、釣り客も多く来ているが、打ち込みタイプ釣り竿立受け（ピトン）を岸壁に直接打ち込んで使用している釣り客がいた。過去に使用していた穴があいている箇所も見受けられた。岸壁を痛める行為であり、建造物損壊罪行為に当たると考えられるため、取り締まりや利用を中止するよう指導することが望まれる。	これまでもパトロール等で不適切な行為を発見した際には指導を行ってきたが、今後も引き続きパトロールを通して指導に努めていく。
21	特殊性が高く高額な港湾設備・機械の導入について	意見	13	108	ガントリークレーンの新規導入の決定において、県は、コストについて取得から廃棄までのライフサイクルコストおよび費用対効果を計算しておらず、取得価額を考慮したのみである。ガントリークレーンのように特殊性が高く、高額な港湾設備・機械の導入においては、限定された製造業者・納入業者から取得価額だけでなく取得から廃棄までのライフサイクルコストや費用対効果を含めた見積り・提案を要求し、それをもとに意思決定をすべきである。	新規事業化に際しては、使用期間中に要する維持管理費や将来的な撤去費用を償還計画に含めて検討しているところである。また入札に際しては、技術提案型の総合評価落札方式を採用し、「維持管理の容易性・維持管理費低減」に関する提案を評価項目として定めており、その提案内容を評価したうえで落札者の決定を行っている。
22	不法係留について	意見	14	110	敦賀港、和田港、鷹巣港においては、港湾施設内に不法係留となっている船舶が発見された。県は、不法係留の状況・程度に応じた段階的な対応方法を検討し、引き続き、不法係留の解消に向けた取り組みを進めるよう努力すべきである。	定期的に港湾施設内の不法係留船舶の隻数を調査し所有者に対し撤去文書を送付し指導を行っている。今後も関係者と連携しながら不法係留の船舶所有者への指導、啓発を継続していき、解消に向け取り組んでいく。
23	放置物について	指摘	9	111	港湾施設内に船やごみなどの放置物・廃棄物がある。例えば、内浦港では、所有者不明とみられる船が駐車場に放置されていることが確認された。また、他の例として、鷹巣港では港湾施設内の一部のエリアにごみが散乱していた。県は、適切な維持管理のため、処分や撤去を求めるとともに、そもそも放置物・廃棄物を出さない啓発活動を積極的に行う必要がある。	町から所有者を教えていただき、8月末に所有者と連絡をとり、6年度中に撤去する意向を確認した。今後は、定期的なパトロールを通して、放置物・廃棄物を出さないよう啓発に取り組んでいく。
24	目標設定について	意見	15	112	港湾施設における入港船舶量や取扱貨物量、品別・地域別の輸移出入構成などにおいて、明確な目標設定は行っていない。経済活動の活性化や港湾施設の有効活用の観点から、一定の目標を設定した上で、施設管理を行うことが望ましい。	経済活動への影響が大きい敦賀港においては、貨物量に関するKPIを設定しており、数値については定期的に見直すこととしている。

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
25	地方港湾における港湾BCPの策定について	意見	16	119	<p>港湾BCPについては、現在、重要港湾である敦賀港についてのみ策定している。</p> <p>ただし、大地震等の自然災害等が発生した場合に、港湾の重要機能を最低限維持できるようにするための対応をしておくことは、地方港湾でも重要である。そのため、地方港湾である福井港、和田港、内浦港、鷹巣港においても積極的に港湾BCPの策定に取り組むことが望まれる。</p>	地方港湾においても、それぞれの港の特性に応じた港湾BCPの策定に向けて順次関係者との調整を進めていく。
26	災害対応マニュアルについて	意見	17	120	<p>災害時の対応マニュアルの整備状況を確認したが、県として『港湾関係災害対応初動マニュアル』を整備しており、それに基づいて対応している。ただし、当該マニュアルについては、災害対応体制の設置基準、参集体制、連絡体制、報告体制等に関する記載が中心となっているものであり、実際に災害が発生した場合に、「いつ」「だれが」「何をするか」といった実際の状況に応じた対応方法については、記載されていない。</p> <p>港湾BCPが策定されている敦賀港については具体的な対応方法が記載されており、それにてカバーできていると考えられるが、それ以外の港湾については、県は、想定されるいくつかのパターンについては、迅速に行動できるようマニュアル化しておくことが望まれる。</p>	地方港湾においても港湾BCPを順次策定し、それにあわせて災害時の実際の状況に応じた具体的な対応について記載していく。
27	バックアップ港としての準備について	意見	18	123	<p>敦賀港は、南海トラフ地震等の大災害により太平洋側の港湾が被災したときのバックアップ港として機能を発揮することが期待されている。その準備対策として、地形的特性等から解消が容易でない課題もあるものの、順次解消に努めていくことが望まれる。また、企業のBCPやリスク分散の観点からだけでなく、大規模災害時における代替港湾や補完港湾として機能の効率的な発揮の観点からも、平時より敦賀港を利用してもらうよう戦略的なポートセールスを行っていくことが望まれる。</p> <p>大規模災害時において、敦賀港が大規模港の代替港湾や補完港湾として効率的に発揮できるよう準備しておくことが望まれる。</p>	敦賀港への視察や、港セミナー活動、展示会出展等において、敦賀港のハード整備の進捗と物流機能の強化と併せて、大規模災害時の代替・補完港としての利用性や、輸送ルートの複線化などもPRしており、今後も引き続きポートセールス活動等を通じて周知していく。

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
28	施設の整備について	意見	19	127	<p>敦賀港は、天然の良港として恵まれており、また、国や県により鞠山南地区国際ターミナルの拡張工事も進められている。完成すれば、これまで分散していた貨物船の停泊地も貨物船の種類ごとに接岸できるようになり、効率的な貨物の積卸しができるようになる。引き続き、拡張工事を進め、荷役の安定性確保による物流の効率化を図り、敦賀港の魅力を高めていくことが望まれる。</p>	<p>国との連携を密にしながら、早期工事完成に向けて事業促進を図っていく。</p>
29	不法係留について	意見	20	135	<p>敦賀港の一部エリアや井の口川河口域エリアにおいては、不法に係留等されている船舶が発見された。また、それら船舶に係留するための係留くい等の工作物やロープやタイヤ等が無許可で設置されていた。</p> <p>これら不法係留船や不法工作物等については、河川氾濫時において被害を拡大する要因となったり、橋梁を破損する要因となり、河川利用者の安全を阻害する恐れがあるほか、下流部の河川改修事業や様々な地域活動にも支障を及ぼすことになるため解消することが必要である。</p> <p>県においても、これら不法係留状態の解消に向けて、国土交通省関係者、県関係者、敦賀市関係者、その他必要と認められた者により構成された「井の口川水面利用検討会」を設け、解消に向けて検討している。</p> <p>今後も、注意や指導、強制代執行・簡易代執行など不法係留の状況・程度に応じた段階的な対応方法をルール化するなどして、不法係留を解消するための活動を引き続き行うことが望まれる。</p>	<p>定期的に港湾施設内の不法係留船舶の隻数を調査し所有者に対し撤去文書を送付し指導を行っている。今後も関係者と連携しながら不法係留の船舶所有者への指導、啓発を継続していき、解消に向け取り組んでいく。</p>
30	収支計算書について	指摘	10	139	<p>指定管理者による令和4年度の事業報告書に添付されている収支計算書において、支出項目の中に固定資産減価償却費の項目が残高（212千円）とともに記載されている。減価償却費は、非現金支出費用であり収支計算書に記載されるべきものではない。</p> <p>県は、事業報告書を確認する際に、収支計算書が適切に作成されているかについても意識して確認すべきである。</p>	<p>指摘のあった「固定資産減価償却費」については、今後、収支計算書には記載せず、損益計算書のみ記載することとした。</p>

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
31	維持管理業務計画について	意見	21	144	基本協定書と一体で作成される管理業務仕様書の第3Ⅱに記載されている各種の維持管理業務が、仕様書に添付される別記Ⅰの維持管理業務年間計画にほとんど反映されていない。 別記Ⅰの維持管理業務の年間計画は、管理業務仕様書の各種維持管理業務が反映されているようなものになっている必要がある。	年間計画について、管理業務仕様書にある月次の維持管理内容を反映したものに修正した。
32	事業計画書の目標値について	意見	22	151	利用者の増加に向けた各種取組みを計画しているが、それらを踏まえた目標契約隻数について事業計画書に記載がされていない。 事業計画書に目標契約隻数を記載することが望まれる。加えて、事業報告書において実績値との比較を行い、目標達成状況の把握と原因分析を行い、その結果を次期の事業計画書の各種取組みに反映させていくことが望まれる。	令和6年度の事業計画書に目標隻数を記載した。事業報告書で達成状況の把握等を行い、次年度以降の各種取組みに反映していく。
33	維持管理業務計画について	意見	23	154	基本協定書と一体で作成される管理業務仕様書の第3Ⅱに記載されている各種の維持管理業務が、仕様書に添付される別記Ⅰの維持管理業務年間計画にほとんど反映されていない。 別記Ⅰの維持管理業務の年間計画は、管理業務仕様書の各種維持管理業務が反映されているようなものになっている必要がある。	年間計画について、管理業務仕様書にある月次の維持管理内容を反映したものに修正した。
34	管理運営業務仕様書について	意見	24	159	利用者数および売上高がここ数年逡減している。事業計画書と事業報告書に「施設の利用促進への取組み」の項目があり、コロナ前の利用者数を回復していない。 指定管理者は、現状をより詳細に分析し、利用促進のための有効な取組みを提案または県へ要望することが望ましい。	指定管理における外部評価委員会での指摘もあり、施設の認知度を高めるためマリーナ独自のSNSアカウントを作成し、魅力発信を行っている。

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
35	収支報告書の勘定科目について	指摘	11	160	<p>指定管理者である若狭高浜漁業協同組合が作成した収支報告書の勘定科目が一部不相当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費関係の勘定科目が不相当 「人件費」、「法定福利費」、「労務費」という3つの勘定科目で計上されている。「人件費」は、給料、賃金、賞与、法定福利費、福利厚生費などを総括する勘定科目であり、「労務費」は、製品の製造に関する人件費の一つである。</li> <li>・次の2科目を補助科目なして2行で計上しているが、別建てしたい場合は補助科目を使用すべきである。 「雑収益」「租税公課」</li> <li>・次の3科目を0計上しているが、これらは収支報告書に記載すべきでない。 「賃借料」「旅費」「会議費」</li> </ul> <p>県に提出される収支報告書について、県は、その表示についてもしっかりチェックし、不相当な点があれば改善を指導しなければならない。</p>	指定管理者に対して県から適切な指導を行い、今後同様の事案が起きないように複数職員で確認する。
36	収支報告書の作成について	意見	25	160	<p>指定管理者である若狭高浜漁業協同組合は収支報告書の作成等の会計処理をエクセルで行っている。会計ソフトなら勘定科目の設定などの初期設定を適切に行えば、集計ミスや計算書の作成のミスが少なくなる。県の指導のもとで会計ソフトを導入するのが望まれる。</p>	指定管理者に対して県から適切な指導を行い、会計ソフト導入の検討を促した。
37	事業計画書と事業報告書の記載の整合性について	意見	26	162	<p>指定管理者の作成する事業計画書における目標数と事業報告書における実績数の記載の仕方が整合していない。指定管理者は、事業計画書と事業報告書の記載が対応するように記載する必要がある。</p>	事業計画書と事業報告書の記載が対応するよう指定管理者を指導した。

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
38	取締役の取締役会への出席について	指摘	12	167	<p>敦賀港国際ターミナル株式会社の取締役会議事録を閲覧したところ、令和4年度の実績報告会において、取締役のうち、福井県の土木部長と産業労働部長の2名は、一度も出席がなかった。</p> <p>県によれば、取締役会に出席できない場合には、代理の者をオブザーバとして出席させており、会社の状況の確認や情報交換はできているとのことであったが、株式会社の取締役は、取締役会の構成員として、業務執行の意思決定を行うとともに、決定した業務遂行に関する意思決定が、実際に適切に実行されているかどうか監督する義務を有している。</p> <p>そのため、福井県の土木部長と産業労働部長は、取締役として、他の取締役の職務執行を適切に監督すべく、取締役会の出席義務を適切に果たすべきである。</p> <p>また、取締役会の開催に当たっては、各取締役および監査役が出席できるよう取締役会開催日の日程調整を行うとともに、出席率の低い取締役等に対しては、取締役会への出席を促し、出席率の向上を図るよう努めるべきである。</p>	<p>県の部長（取締役）が出席できるよう会社と日程調整を行い、令和5年度は土木部長は2回出席をした。また、令和6年度は土木部長に加え、産業労働部長も出席をしており、県の取締役の出席状況は改善している。</p> <p>今後も会社と日程調整を行い、出席率の向上を図っていく。</p>

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分No.	ページ		内容
39	取締役の取締役会への出席について	指摘	13	173	<p>福井埠頭株式会社の取締役会議事録を閲覧したところ、令和4年度の実績報告において、取締役のうち、2名の取締役は、一度も出席がなかった。また、取締役となっている福井県の土木部長は、事業報告・計算書類承認等が行われた取締役会一度だけの出席となっていた。</p> <p>県によれば、取締役となっている県の職員が取締役会に出席できない場合には、代理の者をオブザーバとして出席させており、会社の状況の確認や情報交換はできているとのことであったが、株式会社の取締役は、取締役会の構成員として、業務執行の意思決定を行うとともに、決定した業務遂行に関する意思決定が、実際に適切に実行されているかどうか監督する義務を有している。</p> <p>そのため、出席率の低い取締役は、取締役として、他の取締役の職務執行を適切に監督すべく、取締役会の出席義務を適切に果たさなければならない。</p> <p>また、取締役会の開催に当たっては、各取締役および監査役が出席できるよう取締役会開催日の日程調整を行うとともに、出席率の低い取締役等に対しては、取締役会への出席を促し、出席率向上を図るよう努めるべきである。</p>	<p>県の部長（取締役）が出席できるよう会社と日程調整を行った結果、令和6年度は土木部長が出席をしており、県の取締役の出席状況は改善している。今後も会社と日程調整を行い、出席率を維持していく。また、県取締役以外の出席していない取締役についても、会社と協力して出席を促していく。</p>
89	活動指標と成果指標の関連性について	意見	59	287	<p>港湾空港課の「海外クルーズ客船おもてなし事業」において、活動指標としている「警備員派遣人数」と成果指標としている「海外クルーズ船寄港回数」には、事業の活動とその活動による成果という関係性はなく、指標として不適切である。</p> <p>活動指標と成果指標には、事業の活動とその活動による成果という関係性がなければならない。例えば、この事業において活動指標をそのまま（「警備員派遣人数」とするならば、成果指標として「負傷者・ケガ人発生者数」などが考えられる。</p>	<p>成果指標を「不法侵入発生件数」と修正した。</p>

指摘事項および意見の概要					講じた措置等の内容	
通番	項目	区分	区分 No.	ページ		内容
90	補助金利用企業の意向調査について	意見	60	290	<p>現行の「(補助金) 交付申請書兼事業実績報告書」の様式では、内航物流に敦賀港を利用しない、または、利用を躊躇している補助金事業利用者が利用に踏み切るために必要な改善点や補充点などが明らかになっていない。</p> <p>今後の事業計画の策定に有効利用できるよう、評価に関する記載欄を設けるなどの実績報告書の様式の改善または新たな意向調査書を作成することが望ましい。</p>	制度利用者が今後の利用に関する問題点、改善点を記載できる様式へと変更した。

※ ページは「令和5年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
40	無許可の設置物について	指摘	14	217	<p>漁港施設の現場視察を実施したところ、無許可の設置物が数多く確認された。</p> <p>県は、各漁港への定期的なパトロール等を通して、漁港施設が適切に利用されているか、利用届出や使用許可のないまま漁港施設が利用されていないかを確認すべきである。もし、適切でない使用が認められる場合には、漁港施設使用者に対して撤去ないし利用届出書や許可申請書の提出を求めるなどの指導および監督を適切に実施する必要がある。</p> <p>また、不適切な利用を行う漁港施設利用者に対しては、違反回数に応じて対応処理を決めるなど、福井県漁港管理条例第35条（罰則）の適用を含め、厳正な対応を行うことも検討すべきである。</p>	各漁港の現地状況確認を行い、関係者に対して撤去または占有許可申請の手続きを指導した。条例の適用については、特に第三者に危険を及ぼす可能性があるものについて適用を検討していく。
41	使用等の許可申請における記載漏れについて	指摘	15	218	<p>鷹巣漁港では、荷捌き施設横の燃料供給施設については、占有許可のある荷捌き施設の申請面積内にあるが、占有許可申請書上の記載がない。また、早瀬漁港では、占有許可のある漁船建造修理施設内に新たにクレーンが附加されているが、占有許可申請上の記載がない。</p> <p>使用等の実態を認識し、施設を適切に管理するために、許可申請にあたっては申請書の内容記載を正確に求める必要がある。</p>	占有許可の変更許可申請手続きを行った。
42	利用料等が免除となる施設利用の取扱いについて	指摘	16	218	<p>小浜漁港の敷地内に供養塔が置かれていたが、利用許可申請書も使用料等減免承認申請書も提出されていなかった。</p> <p>利用料が免除となる施設利用の場合でも、漁港施設の利用を前提に利用許可申請書が必要であり、また、その性質上免除で問題ないと判断するのであれば、使用料等減免承認申請書の提出を受けたうえで施設利用料を免除する必要がある。</p>	占有許可申請及び使用料等減免承認申請手続きを行った。

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
43	利用料金のWebサイトにおける掲載について	意見	27	224	<p>条例には記載されているが、Webサイトには掲載されていない料金がいくつかある。またWebサイトにおける利用料金が掲載されている取引が課税取引なのか非課税取引なのか判断しづらい。</p> <p>県のWebサイトには、実際の取引がない、または、わずかであっても条例記載の料金を掲載し、また、その金額は課税取引なのか非課税取引なのかを明示するのが望ましい。</p>	条例で定める利用料金の全てを掲載した。また、利用料金にかかる消費税額が明確にわかるようWebサイトを修正した。
44	利用予約方法について	意見	28	225	<p>利用予約方法について漁港施設利用届等を書面にて提出する予約方法が大半であり、Webによる電子利用予約申請へ移行できていない。書面による申請は事務手続きが煩雑であり、電子利用予約申請に移行し事務手続きや事務コストの省力化を図っていくことが望まれる。</p>	Webサイトに電子申請システムへ移行できるリンクを貼り付けた。
45	Webによる電子利用予約申請について	意見	29	225	<p>現状、県においてWebによる電子利用申請システムが設けられているものの、Webによる電子利用予約申請が進んでいない。</p> <p>書面での申請からWebによる電子利用申請にスムーズに移行していくためにも、所管する事務所（越前漁港事務所、嶺南振興局）において、書面で申請してきた方へ電子利用申請できることを個別に案内するなどし、周知を図る、県の申請書様式ダウンロードサイトや所管する事務所のWebサイトにおいて、書面での申請でなく、電子でも申請ができる旨を記載する、電子申請サイト『電子申請サービス（ふくe-ねっと）』へのリンクを付けるなど、利用者が書面から電子へ移行しやすいよう配慮したWebサイトの構成にし、利用者にとってより利用しやすい環境を整備することが望まれる。</p>	電子申請システムへ移行するリンクと併せて、Webサイトで利用者へ周知を行った。
46	使用料等減免承認申請書の提出漏れについて	指摘	17	225	<p>日向漁港に設置してあるコミュニティバスのバス停、小浜漁港において設置してある養殖いかだについては免除対象とし使用料は徴収していないが、免除に関して使用料等減免承認申請書が提出されていなかった。</p> <p>条例に基づき減免申請手続を経たうえで減免にすべきである。</p>	使用料等減免承認申請手続を行った。

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
47	利用料金の計算について	意見	30	227	<p>利用料金の算定について、過去に誤請求を行ったことがあったことから、請求時に料金表との照合、複数人での計算チェックを行っているが、すべて電卓による手計算になっている。また、そもそもの料金の試算についても電卓による手計算が行われている。</p> <p>利用料金の算定について、手計算で複数人にて計算チェックを行っているが工数がかかり過ぎるため、事務を効率化するためにも料金の試算についてはエクセル等でフォームを作成し自動計算させ手計算をなくすように改善すべきである。</p>	事務の効率化を図るためエクセルで自動計算を行うフォームを作成した。
48	漁協からの報告資料の検証について	意見	31	227	<p>漁港使用料については、漁協からの利用関連の書類報告に基づき利用料を請求しているが、漁協からの報告について、資料の検証が実施されていないため、過少に報告されたとしても発見できず、過少請求となる可能性がある。</p> <p>漁港使用料の算定に当たっては、県は、漁協からの書類のみでの確認ではなく、定期的に一部について実際の状況も確認した上での資料作成方法の確認や監査を実施し、利用料の計算基礎資料の正確性も担保する必要がある。</p>	例年、会計局と連携して歳入事務受託者検査（財務規則第231条）を実施しており、検査内で書類の適正を確認する。
49	利用料金の徴収について	意見	32	227	<p>利用料金の徴収は利用者へ紙の納入通知書を郵送し、料金の支払いを依頼している。</p> <p>印刷・郵送コスト、事務手続の負担を鑑みると、納入通知書を郵送して支払いを依頼するのではなく、電磁的な方法で料金の通知を行えるよう改善すべきである。また、納入通知書では県内の金融機関しか対応できないため、県外の場合、取り扱い可能な銀行がより限定されるため、利便性が劣る。より簡単に支払いできるように、電子マネーやクレジットカードでの支払方法に対応できるように改善すべきであり、また、それに併せて徴収事務手続の見直しをすることが望ましいと考える。</p>	会計局において予定している財務会計システムの改修により電子収納に対応予定である（R7.3月稼働開始）。
50	消費税の適用誤りにについて	指摘	18	228	<p>小浜漁港において、貸付けに係る期間が1か月に満たない土地の貸付に係る占用料の徴収の際、消費税等を徴収していないものがあった。</p> <p>消費税等の課税・非課税の判断は適切に行い、消費税等の課税手続を適切に行っていく必要がある。</p>	申請書の事務処理を行うに際し、占用期間が1ヶ月未満の場合は課税手続案件である事を起案様式に記載するなど、複数人での確認を徹底する。

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
51	漁港台帳における施設の 種類名・数量の単位の統一について	意見	33	233	県管理の漁港における漁港台帳において施設の種類名や同一の種類の施設の数量の単位の不統一が多くみられる。 管理の効率化やミスの回避の観点から、施設の種類名や数量単位を統一するのが望ましい。	同じ種類の施設における種類名、単位、数値の小数点の桁数を統一した。今後は、関係法令および通達に基づき記載することで統一を図る。
52	「第1表 総括表」の中の「漁港区域内その他の施設」の記載について	意見	34	233	県管理の漁港における漁港台帳の「第1表 総括表」において小浜漁港のみ「漁港区域内その他の施設」の数量が記載されている。 県管理の7港についてこの記載の有無を統一するのが望ましい。	「漁港区域内その他の施設」に記載の施設を関係法令に記載の種類に修正した。今後は、関係法令および通達に基づき記載することで統一を図る。
53	「第2表 漁港施設明細表」の「種類」欄の記載について	意見	35	233	漁港施設明細表において、種類名の欄に区分名と同一の名称が記載されているものがある。 漁港台帳の「第2表 漁港施設明細表」の「種類」欄には、区分名をブレイクダウンした詳細な種類の名称を記載するのが望ましい。	種類の記載内容を具体的な施設内容に修正した。今後は、関係法令および通達に基づき記載することで統一を図る。
54	定期的な現物確認の実施について	指摘	19	234	県は、漁港資産の管理について、漁港台帳を整備し管理しているが、漁港台帳に記載のある資産について定期的な現物確認が実施されていない。 県は、漁港資産について、定期的（各年度の漁港台帳を作成するため、年1回以上）に現物確認を実施して、現物と漁港台帳の内容の不一致を修正しなければならない。	工事実施や占有許可変更など漁港台帳に内容変更が生じるときは適宜記録し、台帳作成時に現物確認のためのパトロールを行い管理していく。
55	現物と漁港台帳の不一致について	指摘	20	234	越前漁港において、漁港台帳と現物の整合性を確認したところ、係船柱について数量が一致していなかった。 漁港台帳と現物の数量が一致するよう修正する必要がある。	現地確認を行い、現物の数量と一致するよう漁港台帳を修正した。
56	現物と漁港台帳の不一致について	指摘	21	234	早瀬漁港において、漁港台帳の整備状況について確認したところ、台帳および付帯する平面図と現場の状況が乖離しているものが見受けられた。 漁港台帳は、現状の漁港の姿を映す管理資料であるため、適切に整備する必要がある。特に用途が変化しているものについては、今後の活用を検討する基礎にもなりえることから、現場状況をふまえて適切に更新する必要がある。	現地確認を行い、現場と一致するよう漁港台帳を修正中。

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
57	現物と漁港台帳の不一致について	指摘	22	235	小浜漁港の漁港台帳の整備状況を確認したところ、現物は存在しているが漁港台帳上は記載されていない、漁港台帳を補足する平面図と漁港台帳の整合性が一部取れていないといった不備が見受けられた。漁港台帳は、漁港施設の多様性や施設の経緯・現状等を明確にすること、普通交付税や災害等対応の観点からも逐次整備される必要があり、整備することによって漁港施設の資産保全にもつながるため、漁港台帳の適切な整備運営を今まで以上に行っていく必要がある。	現地確認を行い、現場と一致するよう漁港台帳を修正中。
58	海岸法施行規則に準拠した海岸保全区域台帳の作成について	指摘	23	238	各漁港において、海岸保全区域台帳における必要記載事項の枠を設けておらず、海岸法施行規則の様式に準拠した台帳が作成されていない。海岸保全区域台帳は、海岸法施行規則に準拠した台帳を作成しなければならない。	海岸法施行規則に準拠した様式に海岸保全区域台帳を修正した。
59	巡回パトロールに関するマニュアルの整備について	意見	36	242	巡回パトロールについてマニュアルが整備されていない。巡回パトロールが属人的にならないよう業務を文書化して統一的な方法で実施することが望まれる。	通常のパトロールについては、福井県漁港等パトロール実施要領に基づき、目視により施設の損傷状況等を確認している。損傷状況が重大であると判断した場合には、属人的にならないよう国の点検マニュアルに準拠してパトロールを実施していく。
60	許可のない立ち入り禁止ゲートおよび看板の設置について	指摘	24	243	鷹巣漁港および菜崎漁港において、作業中でないにも関わらず漁港関係者により立ち入り禁止ゲートや関係者立ち入り禁止の看板が設置されていた。漁港は公共のものであり、許可のない立ち入り禁止ゲートや看板の設置は適切でない。県は、許可のない立ち入り禁止ゲートや看板等は設置しないよう指導する必要がある。	関係漁協に対して指導を行い、無許可の設置物については撤去を行った。
61	老朽化した設備について	意見	37	243	鷹巣漁港において、老朽化した係船用のリングが設置されていた。それが利用された場合、船舶の係留が外れたりする可能性があり危険性がある。現状のまま放置することは危険を伴うため撤去または修繕が必要である。	現地調査の結果、危険性が確認されたため撤去を行った。
62	許可のない駐車場の白線について	指摘	25	243	菜崎漁港において、許可なく駐車場の白線が引かれていた。許可なく白線を引くのは適切でない。県は、許可なく白線を引くことがないよう指導するべきである。	設置者と協議し区画線の必要性が確認できたため、占用許可申請手続きを行った。今後は、県と事前に協議するよう指導を行った。

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分 No.	ページ	内容	
63	堤防への落書きについて	指摘	26	243	越前漁港において、堤防に「釣りするな」の落書き（器物破損）がされていた。堤防への許可のない記載は適切でない。 県は、許可のない堤防への落書きを消去するとともに、防止するよう指導監視する必要がある。	落書きについては消去を行った。施設への書込みや看板設置などの行為については、必ず占有許可申請により許可を得てから設置するよう漁協を通じ、周知・徹底するよう指導を行った。今後、損傷行為については定期パトロールにより指導、監視を行う。
64	清掃協力金を募る看板について	意見	38	244	早瀬漁港において、漁協から釣り客へ清掃協力金を募る看板が設置されていた。 看板の設置は漁協が許可を得て実施しているが、そもそも、漁協が独自の活動として清掃協力金の募集活動を行う体系となっているのは望ましくない。清掃活動等の維持管理は、本来施設管理者である県が実施すべきものであり、この業務を適切な手法で漁協に委託するのであれば理解できるが、漁協の独自の活動に任せている状態では、県が施設を適切に管理しているとは言い難く、利用者の善意に依存しているように思われる。独自に漁協が清掃協力金を募集することで釣り客との間でのトラブルが発生することも考えられる。 県は、トラブルが発生しないよう釣り客のマナー向上の啓発に努めることが望まれる。	漁港の利用状況を把握し、適正な漁港管理が行えるよう漁協と協議中。
65	無許可の工作物の設置について	指摘	27	244	早瀬漁港および高浜漁港において、許可を得ることなく、係留用と思われる杭やはしが岸壁にボルトで固定されているのを発見した。 工作物を無断で設置する行為は、施設管理上、想定されていないリスクを引き起こす場合がある。また、工作物を設置することで施設の損傷を招き、耐久性が低下するなどの問題も発生する可能性があり、場合によっては建造物損壊行為に該当する。 したがって、県は、工作物を設置する場合は、事前に許可申請を求めるなどの指導および監督を適切に実施する必要がある。	工作物の設置については、必ず占有許可申請を行い、許可を得てから設置するように各漁協組合員へ周知・徹底するよう各漁協を指導した。
66	不法係留について	指摘	28	246	早瀬漁港・日向漁港・小浜漁港・高浜漁港においては、漁港施設内に不法係留となっている漁船やプレジャーボートが発見された。 県は、不法係留船舶に対し、利用届出書や許可申請書の提出を求め、必要に応じた使用料等の徴収を条例とおり行うべきである。	不法係留船を把握するため現地確認を実施した。現在、船主に対して利用届出書等の手続きを行うよう指導中。

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
67	漁船の利用届について	指摘	29	247	<p>漁船の利用届については、各漁港に関連する漁協がとりまとめて事業年度開始直前に一括して届出し、それに対して県が受付を行っている。この方法では、事業年度途中で新造・廃船等で漁船の増減が発生した場合、これに伴う利用の新規または廃止等の届出が漏れる可能性がある。</p> <p>県は、漁協に対して漁船の異動時における利用届の適時提出を求めべきである。</p>	<p>漁協に対して、漁船の新造・廃船等があればその都度、届出を行うよう各漁協組合員へ周知・徹底するよう指導を行った。</p>
68	船舶管理のための手法について	意見	39	247	<p>各漁港施設において、現場の状況は、パトロールや漁協への聞き取りなどで把握しているが、船舶の係留状況について記録をつけたり、利用届出状況と照合したりしておらず、漠然と目視確認をするに留まっている。</p> <p>県は、定期的な船舶の照合作業や継続的な記録観察を通じて、適切な手続きを経ていない船舶の発見やそれへの是正措置を積極的に行うべきである。</p>	<p>漁協からの届出を受理した段階でパトロールにより照合、確認を行う。</p>
69	放置物について	指摘	30	248	<p>各漁港施設内に車両や船、古い漁具などの数多くの放置物・廃棄物が発見された。</p> <p>県は適切な維持管理のため、処分や撤去を求めるとともに、そもそも放置物・廃棄物を出さない啓発活動を積極的に行う必要がある。また、状況によっては、所有者より占用許可申請の提出を求め、占用料を徴収するべきである。</p>	<p>関係者に対し、漁協を通じて処分・撤去するよう指導を行った。今後は、定期的なパトロールを通して、放置物・廃棄物を出さないよう啓発に取り組んでいく。</p>
70	目標設定について	意見	40	249	<p>県は、各漁港における登録漁船数や属地陸揚量、属地陸揚金額など漁港港勢について、明確な目標設定は行っていない。</p> <p>漁港の活性化や漁港施設の有効活用の観点から、一定の目標を設定した上で、施設管理を行うことが望ましい。</p>	<p>漁船数や属地水揚げ高については、漁港事業以外の変動要因が大きく各漁港での目標値の設定は困難である。よって、福井県内全体の漁港を一つの集合体と考え「ふくいの水産業基本計画」で目標値を定める。</p>

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
71	大規模地震への対応について	意見	41	250	各漁港において、海岸線に於ける道路の数は限られており、大規模地震においては、寸断される恐れが高い。 そのため、漁港における大規模地震対策は、道路の整備状況も考慮し、デジタル技術の進展や最新の研究成果を積極的に取り入れながら、漁港施設の耐震化と地震発生時の対応、発生後の災害復旧活動への漁港および漁港施設の有効活用といった事前・発生時・事後といった3つの時間的局面から総合的に計画し推進していくことが望まれる。	福井県地域防災計画・各市町地域防災計画等に漁港の大規模地震時の状況ごとの対応が記載されている。今後は、能登半島地震など最新の知見を加えながら、迅速な対応ができるように見直していく。海上輸送の利用も考えられる漁港については、被災時にも漁業活動や復旧活動を速やかに実施できるように漁港施設の耐震強化の検討をすすめる。
72	事前対策の目標年度の設定について	意見	42	255	越前地域BCPおよび小浜地域BCPにおいて、大規模災害が発生する前に事前対策を実施するとし、各対策ごとに目標年次を設定するとしているが、各対策のいずれについても目標年次の記載がされていない。 各対策の実施を促すためにも、目標年次を設定し越前地域BCPおよび小浜地域BCPに記載することが望まれる。	今後のBCP協議会で、現在の各漁港におけるBCP計画の目標年次等の不明確な点を明記など引き続き協議していく。
73	災害時の対応マニュアルの策定について	意見	43	256	現在、各漁港において災害時の対応マニュアルが作成されていない。 県は、実際に災害が発生した場合に迅速に行動できるよう、想定されるいくつかのパターンについては、「いつ」「だれが」「何をするか」といった実際の状況に応じた対応方法についてマニュアル化しておくことが望まれる。	福井県地域防災計画・各市町地域防災計画など複数のマニュアルに災害時の状況ごとの対応が記載されている。今後は、能登半島地震など近年の知見を加え、迅速な対応ができるように見直していく。
74	利用予約について	意見	44	260	現状、インターネットでの利用予約ができない。 今日では、ある施設を利用する場合、インターネットやスマートフォンで施設の利用予約ができるようになっている施設も多い。利用者の利便性の向上や、事務負担の軽減の観点からも、今後は県と協議をしてインターネット予約ができるように検討していただきたい。	現在、施設利用の年度更新者には、指定管理者から2月末に申請書を送付し更新手続きを行っており、利用者、指定管理者双方の手間を省くため、使用料の振り込みを推奨している。今後は利用者の利便性の向上、および指定管理者の事務負担軽減の観点からインターネット等の利用について、県としても指定管理者と協議していく。

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
75	Webサイトでの情報提供について	意見	45	261	現状、指定管理施設のWebサイトが設けられていない。 指定管理者のWebサイトを作成することによって、利用料金やその他の情報、例えば、天候不順には注意喚起を促すといったことも含め、有用な情報をタイムリーに開示することが可能となる。 指定管理者は、指定管理施設の利用者のみならず潜在的利用者の利便性に資するためにも、指定管理施設のWebサイトを設けることが望まれる。	現在、浚渫作業、消波ブロック据付作業、花火大会等の注意喚起については、対象護岸・期間を利用対象者に封書にて案内している。今後は利用者へのタイムリーな情報提供、および指定管理者の負担軽減の観点からWebサイトの利用を県としても検討するよう指導していく。
76	災害時の対応マニュアルの作成について	意見	46	261	係留施設の災害時の対応マニュアルが作成されていなかった。 近年、異常災害が多い。水に関連する施設でもあるため、特に人命にかかわる事故が生じた場合や施設の破損といった事態が発生した場合に備えて、指定管理者は、県と協力し、災害時の対応マニュアルを作成し、係留サービスをより安全に行っていけるようにすることが望まれる。	県・小浜市の地域防災計画および、指定管理者の小浜漁港指定管理施設の災害対応規程に災害時の対応が記載されており、これに基づいた運用を行うことにより係留サービスの安全確保に努めている。
77	未収債権の管理について	意見	47	262	プレジャーボートの係留にかかる使用料収入の一部について、令和4年度以前のものも含め、未収となっているものがあつた。 回収ができていない先については、回収管理や与信管理を厳格に行うとともに、長期的に支払が遅れている先については、更新の拒否、利用の停止も含めて検討することが望まれる。	具体的にR6年度は、R4年以前の未納者2名に対し県より勧告・警告の指導を行うも従わなかったため、小浜海上保安署に刑事告発の法的措置を実施している。今後は、長期化しないよう、まず、利用料未納を続ける施設利用者について指定管理者により指導を行う。その後、指定管理者の指導に長期的に応じない場合は、県が行政指導を行い不法係留船として対応を実施する。

※ ページは「令和5年度包括外部監査の結果報告書」ページ

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
78	事務事業評価と予算への反映について	意見	48	269	令和4年度において予算額1,500千円に対し、実績額は100千円だったが、予算の策定期限の関係上、年度の確定した実績ではなく前年度見込みをベースに予算を算出し、令和5年度においても前年度と同額の予算を計上している。 予算の策定においては、適正な事業評価とそれを反映した適正な予算を計上するために、担当部署が予算策定のためのデータの集計期間や入手時期を変更するなどの措置が必要である。	予算の策定にあたっては、企業に対して直近の貨物量の実績や今後の動向などの聞き取りを実施し、データの収集・分析を行うよう改めた。
79	活動指標と成果指標の関連性について	意見	49	269	この事業において、活動指標は低下している（悪化している）が成果指標は向上しており、両指標の関連性は非常に低いといえる。 活動指標と成果指標は両者の関連性が高いものを設定すべきである。	活動指標と成果指標の関連性が高いものを設定した。
80	成果指標の目標値の変更について	意見	50	270	この事業は今後も継続する事業であるが、過去4年のすべての年度において成果指標の実績値が目標値を上回っている。 このような場合は、成果指標の目標値を高くしてこの事業を継続するか、または、この事業を完了して他の成果指標を設定した新たな事業を策定する必要がある。	成果指標について、現状の貨物量を踏まえた適正な目標値を設定した。
81	事業評価の判定について	意見	51	273	令和5年度の当初予算として令和4年度の当初予算から約3.1%減額した予算を計上しているが、これは「整理統合」という事業評価（R5予算編成方針）と矛盾する。 この場合の事業評価は「継続」が適切である。また公表するデータはすべて担当者以外の者のチェックを行うことが内部統制上不可欠である。	事務事業カルテの作成時には、事業の効果等について正確な分析を行い、適切な評価を行うよう、所属内での共有を行った。今後は、作成者だけでなく、複数職員での確認を徹底し、適切なチェック体制を構築する。
82	事務事業における事業評価に関する記載について	意見	52	276	事業評価が「継続」以外の場合において事務事業カルテの「実績を踏まえた次年度の変更点」の欄に記載がないと、事業評価の内容や根拠が把握できない。 事業評価が「継続」以外の場合には、事務事業カルテの「実績を踏まえた次年度の変更点」の欄に事業評価の内容や根拠を記載すべきである。	事務事業カルテの作成時、事業評価が「継続」以外の事業については「実績を踏まえた次年度の変更点」を必ず記載するよう、所属内での共有を行った。今後は、作成者だけでなく、複数職員での確認を徹底し、適切なチェック体制を構築する。

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分No.	ページ	内容	
83	事務事業における事業評価の結果の区別について	意見	53	276	この事業における事業評価は、ほぼ目標を達成していることから考えると「完了」という評価が適切であると思われるが、事業効果が期待できないため事業を終了する「廃止」という評価になっている。事務事業カルテは、事業評価のために作成する重要書類であり、事業評価の結果である「継続、拡充、縮減、完了、整理統合、廃止、休止、終期の見直し、その他」は、その意味を明確に区別してうえで記載しなければならない。	事務事業カルテの作成時には、事業の効果等について正確な分析を行い、適切な評価を行うよう、所属内での共有を行った。今後は、作成者だけでなく、複数職員での確認を徹底し、適切なチェック体制を構築する。
84	成果指標の目標値の変更について	意見	54	276	当年度において事業の成果指標の目標をほぼ達成しながら、翌年度の予算編成において整理統合し引き継がれた新事業においても既に目標達成した数値を変更せずそのまま目標値としている。敦賀港鞠山南地区の拡張工事の段階的完成・供用などを考慮すると、新事業の成果指標の目標値は目標としてふさわしい数値に上方修正すべきである。	成果指標の目標値について、敦賀港鞠山南地区の拡張工事の状況を踏まえた適正な目標値を設定した。
85	成果指標について	意見	55	278	事業目的は、外貿コンテナ貨物の集荷拡大を図ることであり、事業内容も外貿を対象としているが、成果指標は、外貿だけでなく内貿の取扱量も含んだ「取扱貨物量」となっている。成果指標は、事業目的の達成度を測る物差しとしての数値を設定する必要がある、この事業における成果指標は、内貿の取扱貨物量を含まない外貿の取扱貨物量とすべきである。	本事業は令和5年度に新事業に統合しており、新事業の成果指標について、適切な指標を設定した。
86	この事業の効果について	意見	56	280	令和4年度における27.5%という補助金事業における低い予算達成率（補助金の実際支給額／予算額）と成果指標の実績値の目標値からの下方乖離に対して、県は、令和5年度においても令和4年度と同額の予算および同じ条件・内容で事業を継続している。県は、定期航路の安定化・拡大のためのこの事業に代わる効果的な方法はないか検討中のようであり、より効果的な事業の立案・実行が望まれる。	定期航路の安定化・拡大のための効果的な事業について検討していく。

指摘事項および意見の概要						講じた措置等の内容
通番	項目	区分	区分 No.	ページ	内容	
87	内部統制におけるチェック機能について	意見	57	281	Webサイトで公表されているものに誤りが見受けられる。 これから推測するに、公表されるデータはいうに及ばず、その他のデータに関しても作成者のミスや理解不足を回避する上席のチェック機能が機能していない部分が多く存在するおそれがある。いま一度事務所全体の内部統制におけるチェック機能を見直す必要がある。	所属内ミーティング等の機会に、所属長から職員への声掛けによる意識づけを行うなど、所属全体で内部統制に係る周知徹底を行った。今後は、作成者だけでなく、複数職員での確認を徹底し、適切なチェック体制を構築する。
88	活動指標および成果指標について	意見	58	285	おもてなし事業における活動指標および成果指標は、事業目的から鑑みて指標として適切でない。事業目的の達成度を測るものさしとしての適切な成果指標とそのための活動の度合いを表す活動指標を適切に設定しなければならない。	誘致拡大事業として適切な活動指標および成果指標を設定した。

※ ページは「令和5年度包括外部監査の結果報告書」ページ